

認定こども園協会へのご加入を！！！！

認定こども園の振興と発展へ

- 認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることができます。
- すべての子どもたちが、乳幼児期からの育ちの中で、年齢や就労等による施設選択の制限や転園をなくし、保育から幼児期教育の一体提供を行う事ができます。
 - ◇ 保育ニーズの増加（待機児童への対応）と教育・保育ニーズの多様化が進んでいる。
 - ◇ 幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち子育て支援も行える。
 - ◇ 就労状況が変化しても通園を継続できる。
 - ◇ 3歳児からの質の高い幼児教育を提供できる。
- 共働き世帯が増える中、乳幼児教育保育の一体提供を受けられる施設が増えることは、地域にとっての財産であり、何よりの子育て支援政策であることは言うまでもありません。

東京都認定こども園の課題

- 東京都の補助金は2号児・3号児のみを対象にしている。
(サービス推進費・キャリアアップ補助金・子育て推進交付金等)
- 認定こども園の類型格差の是正
認定こども園は幼保連携型・幼稚園型・保育園型・地方裁量型の4種類の制度があり、それぞれの所管によって、諸申請・補助金が異なります。保育園を含めた類型の格差があります。

自治体の課題

- 認定こども園化への申請を認めない区市町村がある。
- 利用定員の変更を認めない区市町村がある。
- 認定の変更（1号児認定⇔2号児認定）を認めない区市町村がある。
- 区市町村の加算補助金が類型によって格差がある。

Q&A

- Q 自治体に相談に行ったところ、認定こども園への移行を認めて頂けません。
- A 国はや東京都は認定こども園への移行を推進しています。利用調整を理由に阻害されるケースも見受けられますが、上記のような狙いをもとに自治体が行き届くことによって、利用者側の希望が叶えられるものです。数量的な都合ではなく、区民・市民・町民の立場に立ち、各自治体が行き届くことにより、その自治体の価値は向上するものです。
- Q 自治体の中には、1号児と2号児の認定の変更を認めていない所がある。
- A 認定こども園は1号認定児と2号認定児の変更を認めており、育休の延長や突然の退職・就職によって、認定の変更をすることが出来るのが原則です。認定の変更が理由で園を退園しなければならないことは、こどもまん中の社会にそぐわない制度です。保護者にとっても、園の変更をしなくて済むことは、最大の利点です。
- Q 自治体の中には、利用定員の変更を認めない所がある。
- A 育休の延長や在園中の就職等で、毎年在園時についても1号児・2号児の変動が見られます。利用定員を変更出来ない事は、園の運営に大きな影響を及ぼします。国では3か月前までに変更の届け出をすれば良いことになっています。
- Q 認定こども園へ移行するのに、3号児も受け入れなければならないのか？
- A 幼保連携型認定こども園は幼稚園型認定こども園のように3号児認定の定員が無くても認可は可能です。

その他・・・

- Q 保育教諭のシフトはどのように行っていますか？
- Q 公定価格上の試算以外にも自治体による給付があると聞いたのですが、教えてほしい。

など。

様々な疑問や課題を共有し、団体の活動を通して、適切な理解のもと自治体政策が行われるよう、また、乳幼児教育保育の振興と発展のためにも、ともに活動を広げていきましょう。

【ご加入に関する情報はこちら】

全国認定こども園協会 HP <http://www.kodomoenkyokai.org/>
東京都認定こども園協会（東京都支部）HP <https://kodomoenkyokai.tokyo/>
Facebook ページ <https://www.facebook.com/kodomoenkyokai.tokyo>

東京都認定こども園協会（全国認定こども園協会 東京都支部事務局）
〒189-0025 東京都東村山市廻田町 2-14-1 学校法人野澤学園内
TEL : 042-394-4536 / E-mail : office@kodomoenkyokai.tokyo